

平成 29 年 11 月定例会議

厚生・産業常任委員会

条 例 案 資 料

議第 123 号 滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険
事業費納付金に関する条例案

----- 1

議第 126 号 滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例案

----- 6

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例案要綱

1 制定の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金制度および国民健康保険事業費納付金制度が設けられたことから、国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるため、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費納付金の徴収について必要な事項を定めるものとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例において使用する用語は、国民健康保険法および国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）において使用する用語の例によることとします。（第 2 条関係）
- (3) 国民健康保険保険給付費等交付金の種類は、普通交付金および特別交付金とし、普通交付金および特別交付金の交付に関し必要な事項を定めることとします。（第 3 条関係）
- (4) 県は、年度ごとに市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知するものとします。（第 4 条関係）
- (5) 医療費指数反映係数の基準は、医療費指数反映係数が零であることとします。（第 5 条関係）
- (6) 一般納付金所得係数の基準、一般納付金所得等割合、一般納付金被保険者数等割合および一般納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとします。（第 6 条～第 9 条関係）
- (7) 後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準、後期高齢者支援金等納付金所得等割合、後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合および後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとします。（第 10 条～第 13 条関係）
- (8) 介護納付金納付金所得係数の基準、介護納付金納付金所得等割合、介護納付金賦課被保険者数等割合および介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとします。（第 14 条～第 17 条関係）
- (9) この条例に定めるもののほか、国民健康保険保険給付費等交付金の交付および国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定めることとします。（第 18 条関係）
- (10) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イは、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。

ウ 滋賀県国民健康保険調整交付金条例（平成 17 年滋賀県条例第 97 号）は、廃止することとします。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および 国民健康保険事業費納付金に関する条例案資料

国民健康保険法および国の条例参考例等に基づき、

- ①国民健康保険保険給付費等交付金の交付(普通交付金および特別交付金)、
 - ②国民健康保険事業費納付金の徴収(医療費指数反映係数の基準等)
- に関し必要な事項を定める。

【県の特別会計】



収 入

支 出

○趣旨(県条例第1条)

○定義(県条例第2条)

○徴収について(県条例第4条)

【納付金の種類】

- 一般納付金(県条例第5条から第9条)
- 後期高齢者支援金等納付金
(県条例第10条から第13条)
- 介護納付金納付金
(県条例第14条から第17条)

納
付
金

交
付
金

【交付金の種類】

- 普通交付金(県条例第3条第2項)
- 特別交付金(県条例第3条第3項)

【市町の特別会計】

収 入

支 出

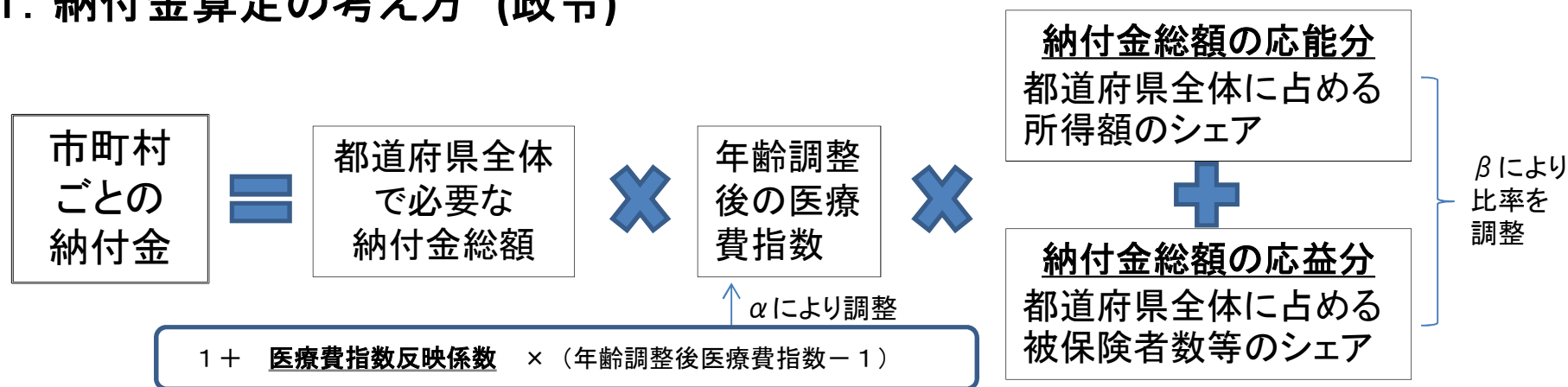
保険料等

保険給付費等

○委任(県条例第18条)

○付則
→県国民健康保険
調整交付金条例の廃止

1. 納付金算定の考え方（政令）



- α （医療費指数反映係数）市町ごとの医療費水準をどの程度反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）
- β （納付金所得係数）応能分と応益分の配分を調整する係数
都道府県の所得水準に応じて設定することが原則（全国平均なら $\beta = 1$ ）

2. 県の納付金算定の考え方（県国民健康保険運営方針より）

①市町ごとの医療費水準の格差は納付金算定に反映しない

→ 医療費指数反映係数 $\alpha = 0$

②算定方式は3方式（一般分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全区分）

→ 3方式：所得割、均等割、世帯割

③応能分と応益分の比率

→ 応能分：応益分＝国が示す本県の納付金所得係数 $\beta : 1$

④応能分における所得割と資産割の比率

→ 所得割：資産割＝10：0（3方式のため所得割のみ）

⑤応益分における均等割と世帯割の比率

→ 均等割：世帯割＝7：3

3. 納付金(一般分)の算定例

(1) 納付金総額の算定

県全体医療給付費	896億円
ー) 県に配分される公費等	655億円
= 県全体の納付金総額	241億円

納付金所得係数

$$\frac{\text{県所得水準}}{\text{全国所得水準}}$$

今回の試算では
①:②=0.97:1としている。

(2) 所得水準・被保険者数に応じた按分

県全体の納付金総額を按分

- ①所得水準に応じた按分額 119億円
- ②被保険者数等に応じた按分額 122億円

(3) 市町ごとの納付金の額

- 1)所得水準に応じた按分額 119億円を市町の所得のシェアで配分

$$\frac{\text{限度額考慮後の所得(A市)}}{\text{限度額考慮後の所得(県全体)}} = \frac{417\text{億円}}{1,680\text{億円}} = 24.81\%$$

$$119\text{億円} \times 24.81\% \div 30\text{億円} \cdots \cdots \textcircled{3}$$

納付金被保険者数等割合

- 2)被保険者数等に応じた按分額 122億円を市町の被保険者等のシェアで配分

$$\frac{74\text{千人(A市)}}{297\text{千人(県全体)}} \times 0.7 + \frac{43\text{千世帯(A市)}}{171\text{千世帯(県全体)}} \times 0.3 = 24.74\%$$

$$122\text{億円} \times 24.74\% \div 30\text{億円} \cdots \cdots \textcircled{4}$$

- 3)A市の納付金基礎額

$$(\textcircled{3} + \textcircled{4}) 30\text{億円} + 30\text{億円} = 60\text{億円}$$

納付金被保険者均等割指数

1 — 納付金被保険者均等割指数

納付金所得等割合

滋賀県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）等の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県国民健康保険運営協議会条例（平成 28 年滋賀県条例第 58 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県国民健康保険運営協議会の設置の根拠条項を国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項に改めることとします。（第 1 条関係）
- (2) 滋賀県国民健康保険運営協議会の所掌事務および委員の任期については、国民健康保険法第 11 条および国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 4 条の規定によることとなるため、該当条項を削除することとします。（第 2 条および第 4 条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県国民健康保険運営協議会条例新旧対照表

旧	新
(設置) 第1条 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。）附則第9条の規定に基づき、滋賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> <u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。</u> <u>(1) 改正法附則第7条の規定によりその例によることとされる改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次号において「新法」という。）第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。</u> <u>(2) 改正法附則第9条の規定に基づく新法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項</u> <u>(組織)</u> 第3条 <u>協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。</u>	(設置) 第1条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定に基づき、滋賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> (削 除) <u>(委員の定数)</u> 第2条 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</u>

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

3 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決

(1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人

(3) 公益を代表する委員 4人

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（削 除）

（会長）

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

3 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決

をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

滋賀県国民健康保険運営協議会

主な審議事項	・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項	委員	・被保険者代表(4名) ・保険医又は保険薬剤師代表(4名) ・公益代表(4名) ・被用者保険代表(2名)
--------	--	----	---

国民健康保険法の改正（抜粋）平成30年4月1日施行

○県運営協議会の所掌事務の追加

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令の改正（抜粋）平成30年4月1日施行

○運営協議会委員の任期を規定

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。